

教 職 課 程

外 国 語 学 部

❖ 教職課程(2023年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作〕

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等		
科 目	単位数	授業科目（単位数）		最低修得単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(2)		2単位 必修
体 育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)		3単位 必修
外 国 語 コミュニケーション	2	＜英語学科＞ Intensive English AⅠ、AⅡ(各2)		4単位 必修
		＜ヨーロッパ言語学科、アジア言語学科＞ 基礎英語（コミュニケーション）Ⅰ(1) 基礎英語（コミュニケーション）Ⅱ(1) 基礎英語（コミュニケーション）Ⅲ(1) 基礎英語（コミュニケーション）Ⅳ(1) 初級英語（コミュニケーション）Ⅰ(1) 初級英語（コミュニケーション）Ⅱ(1) 初級英語（コミュニケーション）Ⅲ(1) 初級英語（コミュニケーション）Ⅳ(1) 中級英語（コミュニケーション）Ⅰ(1) 中級英語（コミュニケーション）Ⅱ(1) 中級英語（コミュニケーション）Ⅲ(1) 中級英語（コミュニケーション）Ⅳ(1) 上級英語（プレゼンテーション）Ⅰ(1) 上級英語（プレゼンテーション）Ⅱ(1) 上級英語（ディスカッション）Ⅰ(1) 上級英語（ディスカッション）Ⅱ(1) 上級英語PLUS（S&W）Ⅰ(1) 上級英語PLUS（S&W）Ⅱ(1)		2単位 選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	ア	データ・AIと社会(2) データ・AI活用基礎(2) データ・AI活用実践（初級）(2) データ・AI活用実践（上級）(2)	ア・イいずれか 2単位選択必修
		イ	コンピュータ基礎実習（初級）(1) コンピュータ基礎実習（上級）(1)	

注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等		単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考
		中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教職論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育社会学(2)	2単位 必修		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選択		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4単位 必修		3年次末までにいずれか1科目を修得すること
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			特別支援教育論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること(注2)
				教育課程論(2)	2単位 必修		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—	
	総合的な学習(探究)の時間の指導法			総合的な学習の時間の指導法(2)	2単位 必修		
	特別活動の指導法			特別活動論(2)	2単位 必修		
	教育の方法及び技術			教育の方法と技術(情報通信技術の活用を含む)(2)	2単位 選択必修		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			教育方法の理論と実践(情報通信技術の活用を含む)(2)			
	生徒指導の理論及び方法			生徒・進路指導論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			教育相談の基礎と方法(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修		3年次末までに修得すること
				教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修	
	教職実践演習	2	2	教職実践演習(中・高)(2)	2単位 必修		
最低修得単位数		27	23	合計	33	29	

❖ 教職課程(2023年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。
4. ドイツ語・フランス語・中国語の免許状を取得希望の場合について、当該教科での教育実習先の確保が困難な状況にあることから、代わりに英語で教育実習を行うことができます。英語で教育実習を行う場合は、3年次終了までに取得希望言語の「〇〇語科教育法1、2」と「英語科教育法1、2」の計8単位を修得してください。なお、日本語・コミュニケーション専攻の方のみ、中国語の代わりに国語で教育実習を行うことができます。国語で教育実習を行う場合は、3年次終了までに「中国語科教育法1、2」と「国語科教育法1、2」の計8単位を修得してください。
5. 3年次末までに、教育実習の担当教科の言語において、次の要件を満たさなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
○英語…TOEIC L&R 630点以上(または、その他の検定試験等において左記と同等レベル以上)
○ドイツ語・フランス語・中国語…CEFRレベルB1以上

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 英語》					英語学科					
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等						
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数					
		中学校	高校		中学校	高校	履修方法			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英 語 学	1 単位 以上	Introduction to English Linguistics I（2） Introduction to English Linguistics II（2）		4 単位 必修		各科目区分で指定された単位数以外に4単位選択必修		
				英語学A（英語音声学・音韻論）I（2） 英語学A（英語音声学・音韻論）II（2） 英語学B（英語統語・意味論）I（2） 英語学B（英語統語・意味論）II（2） English Lexis C I（2） English Lexis C II（2）		選択必修				
		英語文学	1 単位 以上	英米文学概論 I（2） 英米文学概論 II（2）		4 単位 必修				
				米文学 I（2） 米文学 II（2）		選択必修				
		英 語 コミュニケーション	1 単位 以上	Specialized English Studies (Academic English) I（2） Specialized English Studies (Academic English) II（2） Specialized English Studies (Creative Writing) I（2） Specialized English Studies (Creative Writing) II（2）		4 単位 選択必修				
		異文化理解	1 単位 以上	ア	Introduction to British Culture I（2） Introduction to British Culture II（2）	ア・イ いずれか 4 単位 選択必修				
				イ	Introduction to American Culture I（2） Introduction to American Culture II（2）					
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計					20			
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 単位 以上	4 単位 以上	英語科教育法 1（2） 英語科教育法 2（2）		8 単位 必修		4 単位 必修	
					英語科教育法 3（2） 英語科教育法 4（2）				選択	
合 計		28	24	合 計		28	24			

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校英語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 英語》				ヨーロッパ言語学科				
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等				
科目 区分	各科目に含めること 必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数			
		中学校	高校		中学校	高校	履修方法	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英 語 学	1 単位 以上	Introduction to English Linguistics I (2) Introduction to English Linguistics II (2)	4 単位 必修		各 科 目 区 分 で 指 定 さ れ た 単 位 数 以 外 に 6 単 位 選 択 必 修	
				英語学 A(英語音声学・音韻論) I (2) 英語学 A(英語音声学・音韻論) II (2) 英語学 B(英語統語・意味論) I (2) 英語学 B(英語統語・意味論) II (2) English Lexis C I (2) English Lexis C II (2)	選択必修			
		英語文学	1 単位 以上	英米文学概論 I (2) 英米文学概論 II (2)	4 単位 必修			
				米文学 I (2) 米文学 II (2)	選択必修			
		英 語 コミュニケーション	1 単位 以上	特別英語(英語プレゼンテーション I)(1) 特別英語(英語プレゼンテーション II)(1) 特別英語(多読多聴 I)(2) 特別英語(多読多聴 II)(2)	4 単位 選択必修			
	異文化理解	1 単位 以上	異文化コミュニケーション I (2) 異文化コミュニケーション II (2)	2 単位 選択必修				
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計				20			
	各教科の指導法（情報通 信技術の活用を含む。）	8 単位 以上	4 単位 以上	英語科教育法 1 (2) 英語科教育法 2 (2)	8 単位 必修	4 単位 必修		
				英語科教育法 3 (2) 英語科教育法 4 (2)		選択		
	合 計		28	24	合 計			28

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3 年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4 年次に「教育実習 I(4)」または「教育実習 II(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、英語の免許状のみ取得希望の場合は、3 年次末までに「英語科教育法 1(2)」及び「英語科教育法 2(2)」を修得していないと4 年次に「教育実習 I(4)」または「教育実習 II(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校英語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
- 「英語コミュニケーション」の特別英語に4 単位の選択必修が設定されていますが、卒業には別途、特別英語を4 単位修得する必要があります。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 ドイツ語》				ヨーロッパ言語学科			
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数		
		中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	ドイツ語学	1 単位以上	ドイツ語学概論Ⅰ(2) ドイツ語学概論Ⅱ(2)	4 単位 必修		
				ドイツ語学A(音声学・音韻論)Ⅰ(2) ドイツ語学A(音声学・音韻論)Ⅱ(2) ドイツ語学B(意味論・文法論)Ⅰ(2) ドイツ語学B(意味論・文法論)Ⅱ(2) ドイツ語学C(ドイツ語史)Ⅰ(2) ドイツ語学C(ドイツ語史)Ⅱ(2)	選択		
		ドイツ文学	1 単位以上	ドイツ文学概論(文学史)Ⅰ(2) ドイツ文学概論(文学史)Ⅱ(2)	4 単位 必修		
				ドイツ文学A(近現代)Ⅰ(2) ドイツ文学A(近現代)Ⅱ(2)	選択		
		ドイツ語コミュニケーション	1 単位以上	専攻ドイツ語(会話)Ⅰ(2) 専攻ドイツ語(会話)Ⅱ(2) 専攻ドイツ語(会話)Ⅲ(2) 専攻ドイツ語(会話)Ⅳ(2)	8 単位 必修		
		異文化理解	1 単位以上	ドイツ文化概論(歴史)Ⅰ(2) ドイツ文化概論(歴史)Ⅱ(2)	4 単位 必修		
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計				20		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 単位以上	4 単位以上	ドイツ語科教育法1(2) ドイツ語科教育法2(2)	8 単位 必修	4 単位 必修	
				ドイツ語科教育法3(2) ドイツ語科教育法4(2)		選択	
	合 計		28	24	合 計		28

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、ドイツ語の免許状取得を希望し、英語で教育実習を行う場合、3年次末までに「ドイツ語科教育法1(2)」「ドイツ語科教育法2(2)」「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
ドイツ語で教育実習を行う場合は、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得する必要はありません。
- 選択科目の修得単位は、中学校及び高校ドイツ語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 フランス語》				ヨーロッパ言語学科		
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数	
		中学校	高校		中学校	高校
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	フランス語学	1 単位以上	フランス語学概論Ⅰ(2) フランス語学概論Ⅱ(2)	4 単位 必修	
				フランス語学A(音声学・音韻論)Ⅰ(2) フランス語学A(音声学・音韻論)Ⅱ(2) フランス語学B(統語・意味論)Ⅰ(2) フランス語学B(統語・意味論)Ⅱ(2)	選択	
		フランス文学	1 単位以上	フランス文学概論Ⅰ(2) フランス文学概論Ⅱ(2)	4 単位 必修	
				フランス文学AⅠ(2) フランス文学AⅡ(2) フランス文学BⅠ(2) フランス文学BⅡ(2)	選択	
		フランス語コミュニケーション	1 単位以上	専攻フランス語(会話)Ⅰ(2) 専攻フランス語(会話)Ⅱ(2) 専攻フランス語(会話)Ⅲ(2) 専攻フランス語(会話)Ⅳ(2)	8 単位 必修	
		異文化理解	1 単位以上	フランス文化概論Ⅰ(2) フランス文化概論Ⅱ(2)	4 単位 必修	
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計				20	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 単位以上	4 単位以上	フランス語科教育法1(2) フランス語科教育法2(2)	8 単位 必修	4 単位 必修
				フランス語科教育法3(2) フランス語科教育法4(2)		選択
	合 計		28	24	合 計	28

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」について、フランス語の免許状取得を希望し、英語で教育実習を行う場合、3年次末までに「フランス語科教育法1(2)」「フランス語科教育法2(2)」「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
フランス語で教育実習を行う場合は、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得する必要はありません。
- 選択科目の修得単位は、中学校及び高校フランス語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 国語》				アジア言語学科				
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等				
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数			
		中学校	高校		中学校	高校	履修方法	
教科及び教科の指導法に関する科目	国 語 学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1 単位 以上		日本語学入門(2) 日本語表現法(2) 日本語音声学(2)	6 単位 必修			中学校各科目単位区分で指定された単位数以外に、高校は8単位単位選択必修
				日本語学概論Ⅰ(2) 日本語学概論Ⅱ(2) 日本語文法Ⅰ(2) 日本語文法Ⅱ(2) 日本語文法Ⅲ(2) 日本語史(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー（日本語論）Ⅰ(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー（日本語論）Ⅱ(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー（日本語論）Ⅲ(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー（日本語論）Ⅳ(2)	選択必修			
	国 文 学 (国文学史を含む。)	1 単位 以上		日本文学入門(2) 日本文学概論(2)	4 単位 必修			
				日本文学論Ⅰ(2) 日本文学論Ⅱ(2) 日本文学論Ⅲ(2) 日本文学史(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー（日本文学）Ⅰ(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー（日本文学）Ⅱ(2)	選択必修			
	漢 文 学	1 単位 以上		漢文学概論(2)	2 単位 必修			
	書 道 (書写を中心とする。)	1 単位 以上	—	書道(2)	2 単位 必修	—		
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計					20		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。)		8 単位 以上	4 単位 以上	国語科教育法1(2) 国語科教育法2(2)	8 単位 必修	4 単位 必修		
				国語科教育法3(2) 国語科教育法4(2)		選択		
合 計		28	24	合 計		28	24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、国語の免許状のみ取得希望の場合は、3年次末までに「国語科教育法1(2)」及び「国語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校国語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 英語》				アジア言語学科				
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数			
		中学校	高校		中学校	高校	履修方法	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英 語 学	1 単位以上	Introduction to English Linguistics I（2） Introduction to English Linguistics II（2）	4 単位 必修		各科目区分で指定された単位数以外に6単位選択必修	
				英語学A（英語音声学・音韻論）I（2） 英語学A（英語音声学・音韻論）II（2） 英語学B（英語統語・意味論）I（2） 英語学B（英語統語・意味論）II（2） English Lexis C I（2） English Lexis C II（2）	選択必修			
		英語文学	1 単位以上	英米文学概論 I（2） 英米文学概論 II（2）	4 単位 必修			
				米文学 I（2） 米文学 II（2）	選択必修			
		英 語 コミュニケーション	1 単位以上	特別英語（英語プレゼンテーション I）（1） 特別英語（英語プレゼンテーション II）（1） 特別英語（多読多聴 I）（2） 特別英語（多読多聴 II）（2）	4 単位 選択必修			
	異文化理解	1 単位以上	異文化理解概論（2） アジアの英語（2）	2 単位 選択必修				
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計				20			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 単位以上	4 単位以上	英語科教育法 1（2） 英語科教育法 2（2）	8 単位 必修	4 単位 必修		
				英語科教育法 3（2） 英語科教育法 4（2）		選択		
	合 計		28	24	合 計			28

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、英語の免許状のみ取得希望の場合は、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校英語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
- 「英語コミュニケーション」の特別英語に4単位の選択必修が設定されていますが、卒業には別途、特別英語を4単位修得する必要があります。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 中国語》				アジア言語学科			
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目（単位数）	最低修得単位数		
		中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中国語学	1 単位以上	中国語学概論Ⅰ(2) 中国語学概論Ⅱ(2)	4 単位 必修		
				中国語学 AⅠ(2) 中国語学 AⅡ(2) 中国語学 BⅠ(2) 中国語学 BⅡ(2)	選択		
		中国文学	1 単位以上	中国文学概論Ⅰ(2) 中国文学概論Ⅱ(2)	4 単位 必修		
				中国文学 AⅠ(2) 中国文学 AⅡ(2) 中国文学 BⅠ(2) 中国文学 BⅡ(2)	選択		
		中国語 コミュニケーション	1 単位以上	専攻中国語(会話)Ⅰ(2) 専攻中国語(会話)Ⅱ(2) 専攻中国語(会話)Ⅲ(2) 専攻中国語(会話)Ⅳ(2)	8 単位 必修		
		異文化理解	1 単位以上	中国文化概論Ⅰ(2) 中国文化概論Ⅱ(2)	4 単位 必修		
				中国文化論 BⅠ(2) 中国文化論 BⅡ(2) 中国文化論 CⅠ(2) 中国文化論 CⅡ(2)	選択		
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小 計				20	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 単位以上	4 単位以上	中国語科教育法 1(2) 中国語科教育法 2(2)	8 単位 必修	4 単位 必修
					中国語科教育法 3(2) 中国語科教育法 4(2)		選択
合 計		28	24	合 計		28	24

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3 年次末までに最低修得単位数 20 単位のうち、16 単位以上を修得していないと 4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」について、中国語の免許状取得を希望し、英語で教育実習を行う場合、3 年次末までに「中国語科教育法 1(2)」「中国語科教育法 2(2)」「英語科教育法 1(2)」及び「英語科教育法 2(2)」を修得していないと 4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
また、中国語の免許状取得を希望し、国語で教育実習を行う場合、3 年次末までに「中国語科教育法 1(2)」「中国語科教育法 2(2)」「国語科教育法 1(2)」及び「国語科教育法 2(2)」を修得していないと 4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
中国語で教育実習を行う場合は、3 年次末までに「英語科教育法 1(2)」及び「英語科教育法 2(2)」、または「国語科教育法 1(2)」及び「国語科教育法 2(2)」を修得する必要はありません。
- 選択科目の修得単位は、中学校及び高校中国語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2023年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高 校 科 全 教 科	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中 学 校 科 高 全 教 科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅡA(2) 教職ゼミナールⅡB(2) 教職ゼミナールⅢA(2) 学校経営と学校図書館(2)※ 学校図書館メディアの構成(2)※ 学習指導と学校図書館(2)※ 読書と豊かな人間性(2)※	選択	選択 必修
合 計	4	12	合 計		0	6

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
2. 中学校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
3. 高校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で6単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は、必修の「道徳教育論(2)」を含め6単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。
4. ヨーロッパ言語学科及びアジア言語学科において、高校の複数の免許状取得を希望する場合は、**教科ごとに最低修得単位数を満たす**必要があります。
5. ※は司書教諭資格の取得に関する科目です。資格の詳細は外国語学部の『履修要項』で確認してください。

